

がいこくせき ひと じんけん かんが
外国籍の人の人権 Human rights of foreigners について 考 え よ う

に ほんこくけんぽう ほ しょう き ほんてきじんけん
日本国憲法で保障された基本的人権は、

⇒ に ほん す がいこくじん
日本に住む外国人 foreigners living in Japan にもある？

に ほんこくけんぽう ねん
日本国憲法(1947年)です。

だい じょう こくみん き ほんてきじんけん きょうゆう さまた けんぽう こくみん
第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に

ほしょう き ほんてきじんけん おか えいきゅう けん げんざいおよ しょうらい こくみん あた
保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権、現在及び将来の国民に与へ
られる。

Article 11. The people shall not be prevented from enjoying any of the
fundamental human rights. These fundamental human rights guaranteed
to the people by this Constitution shall be conferred upon the people of
this and future generations as eternal and inviolate rights.

だい じょう けんぽう に ほんこくみん ほしょう き ほんてきじんけん じんるい たねん じゅう
第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由

かくとく どりよく せいか けんり か こいくた しれん たん げんざいおよび
獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び

しょうらい こくみん たいし おかす えいきゅう けんり しんたく
将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

Article 97. The fundamental human rights by this Constitution
guaranteed to the people of Japan are fruits of the age-old struggle of
man to be free; they have survived the many exacting tests for durability
and are conferred upon this and future generations in trust, to be held
for all time inviolate.

きほんてきじんけん
基本的人権 fundamental human rights は、

○自由を求める人類の努力の成果です。

fruits of the age-old struggle of man to be free.

○侵すことのできない永久の権利です。

future generations as eternal and inviolate rights.

Q じゆう もと じんるい どりよく せいか 自由を求める人類の努力の成果 fruits of the age-old struggle of man to be free の例を書いてください。

れい
例には、

があります。

にほん がいこくじん じんけんか だい かんが
日本での外国人の人権課題human rights issue を考えよう

Case Studies

Q1 ^{がいこくじん} 外国人には^{へや}部屋を^か貸さない not renting out rooms と言われたら？

⇒ ^{とうきょうと} 東京都では、^{がいこくじん} 外国人のための^{そうだんまどぐち} 相談窓口

Consultation Tokyo Metropolitan Government があります。



Q2 ^{がいこくじん} 外国人と^{にほんじん} 日本人は同じ^{おな}仕事をして、^{しごと}賃金^{ちんぎん}が^{ちが}違う different wages と言われたら？

⇒ ^{がいこくじん} 外国人も^{はたら}働くときの^{ろうどうじょうけん}労働条件 working conditions は、

^{げんそく} 原則、^{にほんじん} 日本人と同じです。



(日本語)



(English)

⇒ ^{とうきょうとろうどうそうだんじょうほう} 東京都労働相談情報センター

Labor Consultation Service for Foreign Workers では、

^{えいご} 英語・^{ちゅうごくご} 中国語で、^{そうだん} 相談ができます。



Q3 ^{がいこくじん} 外国人は^{にほん}日本から^で出て^い行け get out of Japan、^{じぶん}自分の^{くに}国に^{かえ}帰れ go back to your country、

と言われたら？

⇒ 「ヘイトスピーチ^{かいしやうほう}解消法」(2016) があります。

ヘイトスピーチを^{かいしやう}解消 eliminate hate speech. する^{ほうりつ}法律 law があります。

^{ほうむきよく} 法務局 regional legal affairs bureau で^{そうだん} 相談 consultation ができます。



(English)



(Chinese)

★知っていますか？ 外国人にはない権利rights not recognized があります。

参政权suffrage

日本の自治体local government や国会などに投票voting right や立候補する権利right to stand for election はないです。ただし、世界ではEUなどで、地方参政权local suffrage がある国があります。

日本国憲法では、請願する権利right to petition は、外国人にあります。

公務員への就職 employment in the civil service

日本の公立学校の教員（校長にはなれません）や看護師RN、保健士public health nurse、保育士childcare worker などの受験資格はあります。日本に住む外国人が権利の向上enhanced rights をめざしたからです。

裁判官や警察官にはなれません。日本の国籍を取得する Acquisition of nationality Regularisation 必要があります。

外国人にも基本的人権があります。

外国人を理由に、トラブルや差別discrimination があった場合は、政府・自治体や専門家

expert に相談consultation ができます。

Q 4 日本国憲法では、教育を受ける権利right to an education と教育を受けさせる義務Obligation

to provide education があります。日本に住む外国人には、教育を受ける権利と受けさせる義務はありますか？

日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

Article 26. All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.

All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law. Such compulsory education shall be free.

あなたの考えは、どちらですか？

A1 教育を受ける権利と義務があると思う

その理由は、_____だからです。

A2 教育を受ける権利と義務はないと思う

その理由は、_____だからです。

日本での義務教育 compulsory education

⇒ ・9年の普通教育 equal education を、無償 free で、国や自治体が用意する。

・保護者 guardian は、子にこの教育を受けさせる義務がある。

⇒ 日本国政府は、現在、日本に住む外国人について、この義務を課していません No compulsory education is imposed.

ただし、^{がいこくじん ほごしや}外国人の保護者などが、^{こ こうりつぎ むきょういくしやがっこう}子を公立義務教育諸学校public compulsory schoolへ^{しゅうがく}就学

School attendanc^{きぼう}させることを希望^{ばあい}する場合は、

⇒ ・^{こくさいじんけんきやく}国際人権規約International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights など
を^{こんきよ}根拠basis にします。

・^{がいこくじん こ}外国人の子どもを^{むしやう}無償freeで^{う い}受け入れます。

・^{にほんじんじどうせいと どういつ きやういく}日本人児童生徒と同一の教育same educationを^{う きかい}受ける機会を、^{ほしやう}保障guarantee of the
opportunity to receive しています。

^{こくさいじんけんじやうやく}国際人権条約international human rights treatyと

^{きやういく う けんり う}教育を受ける権利&受けさせる^{ぎ む}義務について^{かんが}考えます

Q 5 ^{つぎ ぶんしやう}次の文章は、^{こくさいじんけんきやく}国際人権規約international Covenant on Economic, Social and Cultural

Rightsと^{せかいじんけんせんげん}世界人権宣言The Universal Declaration of Human Rightsです。どちらも^{こくさいれんごう}国際連合

^{そうかい}総会United Nations General Assemblyで^{さいたく}採択adoptionされました。^{きやういく}教育educationについて

^か書かれた^{じやうぶん}条文treaty Articlesです。に^{ぶぶん}似ている部分similaritiesを^{さが}探してください。

^{こくさいじんけんきやく}国際人権規約(1966)

第13条 (a) ^{だい じやう}初等教育は、^{しやうとうきやういく}義務的なものとし、^{ぎ む て き}すべての^{もの}者に対して^{むしやう}無償のものとすること。

(b) ^{しゅじゅ けいたい ちゆうとうきやういく}種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)^{ぎじゅつてきおよ}は、^{しよくぎやうてきちゆうとうきやういく}すべての^{てきとう ほうほう}適当な方法により、^{とく むしやうきやういく ぜんしんてき どうにゆう}特に、無償教育の漸進的な導入により、^{いっばんてき りやうかのう}一般的に利用可能であり、かつ、^{もの たい きかい}すべての者に対して機会
^{あた}が与えられるものとすること。

Article 13 (a) Primary education shall be compulsory and available free to all;

(b) Secondary education in its different forms, including technical and vocational secondary education, shall be made generally available and accessible to all by every appropriate means, and in particular by the progressive introduction of free education;

^{せかいじんけんせんげん}世界人権宣言(1948)

第二十六条 ^{だい じやう}すべて^{ひと}人は、^{きやういく う}教育を受ける権利を有する。^{けんり ゆう}教育は、^{きやういく}少なくとも^{しよく}初等の^{しよく}及び^{およ}基礎的の^{きそてき}段階に
^{おいては}、^{むしやう}無償でなければならない。^{しよくぎやういく}初等教育は、^{ぎ む て き}義務的でなければならない。

Article 26 Everyone has the right to education. Education shall be free, at least in the elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory.

Q6 ^{しら}調べてみよう！ Let's check it out!

こ けんりじょうやく
子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child 1989年国際連合の総会で United Nations General Assembly ^{さいたく}で採択 adoption) があります。にほんせいふ ひじゅん
日本政府も批准 ratification of the convention しています。きょういく か しょうぶん さが
教育について書かれている条文を探してください。上の2つの国際人権の条文と比較してください。

(Japanese・日本国外務省)

(やさしい日本語・日本ユニセフ協会)

(English)



こ けんりじょうやく
子どもの権利条約 Convention on the Rights of the Child で、きょういく か
教育について書かれているのは、
だい じょう じょう
第 条 Article と第 条 です。

Q7 ^{にっぽんこくけんぽう}日本国憲法 constitution of Japan と ^{こくさいじんけんじょうやく}国際人権条約 international human rights treaty を、^{ねんだい}年代
^{じゅん}順に並べてみよう Arrange them in chronological order! () に ^{じゅんばん}順番 sequential order を入
れます。

() 日本国憲法 Constitution of Japan 1947年	() 子どもの権利条約 Convention On The Rights Of The Child 1989年	() 国際人権規約 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights 1966年	() 世界人権宣言 The Universal Declaration of Human Rights 1948年	() すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families 1990年
--	---	--	---	--

^{いじゅうろうどうしやおよ かぞく けんり ほご かん じょうやく}
すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families

ねん こくさいれんごう そうかい
1990年に国際連合の総会で United Nations General Assembly で ^{さいたく}採択 adoption された。

にほんこくせいふ ひじゅん
日本政府は批准していない Not ratified.

・年代順に並べてみて Arrange them in chronological order、何がわかりますか？ What do you see when you put them side by side? (世界の動きから考えます Thinking in terms of world movements)

世界の歴史World History は、

のように動いて (変化して change) きました the world has moved on。

まとめ：外国籍の子ども foreign children が教育を受ける権利 right to an education

・日本国政府 Japanese government は、日本に住む外国籍の子どもに義務教育 compulsory education はない no rights と言っています。

・ただし、国際人権条約 international human rights treaty を、日本は批准 ratify the convention しています。

・外国籍の親子が希望すれば、日本の公立の義務教育の学校 public compulsory schools で受け入れ accepting children ます

・教育を受ける権利 right to an education が、日本に住む外国籍の子どもにも保障 guarantee of rights されています。子どもが教育を受ける権利は、世界の動き world movements です。